

小田原市立小中学校通話録音装置運用に係る内規

(目的)

第1条 この内規は、小田原市立小中学校にて、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、教育指導における課題や誤解の解消、問題発生時の迅速な対応、及び教職員への不当要求や過度な負担を軽減することを目的として、通話録音装置の運用に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 学校 小田原市内の市立小学校及び中学校
- (2) 通話録音装置 学校の固定電話での通話内容を録音・記録する機器
- (3) 録音データ 通話録音装置によって記録された音声データ

(管理責任者等の設置)

第3条 小田原市教育委員会は、通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、学校ごとに管理責任者を置くものとする。

- 2 管理責任者は、校長とする。
- 3 管理責任者は、必要に応じて管理取扱者を指名し、通話録音装置の操作及び録音データの管理を担わせることができる。

(利用目的及び通知義務)

第4条 通話録音装置の使用目的は以下のとおりとする。

- (1) 業務の公正かつ適正な執行の確保
- (2) 教育指導における課題や誤解の解消及び問題発生時の迅速な対応
- (3) 教職員への過度な負担の軽減及び働きやすい職場環境の確保

- 2 小田原市教育委員会は、市のホームページ等に通話録音装置の使用目的について公表するものとする。

(通話録音装置の使用)

第5条 通話の録音は、通話の開始とともに通話録音装置の設定により自動で行う。

- 2 学校への着信時には、自動音声により録音される旨を相手方に通知するものとする。
- 3 学校からの発信時には、市ホームページやその他の広報物で周知された内容をもって、学校から発信する通話の録音に係る告知や説明が果たされているものとする。

(録音データの保存期間等)

第6条 録音データは、記録媒体の上限容量まで保存され、容量が一杯になった場合には古いデータから順に自動的に上書きする。

2 管理責任者は、必要に応じ、特定の録音データの上書きを防ぐ措置を録音装置にて講じることができる。具体的な作業は管理取扱者が担うものとする。

3 管理責任者は、録音データを利用及び提供する必要がある場合は、該当の録音データを複製して別途保存できるものとする。具体的な作業は管理取扱者が担うものとする。

4 複製された録音データは管理責任者が認めた教職員のみが確認できるものとする。

5 上書き防止措置を講じた録音データ及び複製された録音データは、保存期間終了後は速やかに廃棄しなければならない。なお保存期間は小田原市立学校文書管理規則に準じるものとする。

(録音データの利用及び提供)

第7条 録音データの利用及び提供は以下の場合に限るものとする。

(1) トラブル解決のための事実確認が必要な場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 捜査機関の要請がある場合

(4) 管理責任者が特に必要と認めた場合

(目的外利用禁止)

第8条 管理責任者、管理取扱者及び複製された録音データを確認した教職員は、録音データを本内規の目的以外で利用または提供してはならない。ただし、法令に基づく場合はこの限りではない。

(法令遵守)

第9条 管理責任者および管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等を遵守し、録音データの漏えい、滅失又は毀損を防ぐために必要な管理措置を講じるものとする。

2 管理責任者、管理取扱者及びコピーされた録音データを確認した教職員は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、通話録音装置の設置および運用に関する苦情を受けたときは、

迅速かつ適切に対応するものとし、必要に応じてその内容を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第 1 1 条 この基準に定めるものの他、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。